



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 3 月 9 日 (月 曜 日) 第 694 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定(2件)…(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“) 1	
○生活保護法に基づく居宅介護事業所の指定…(“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更(2件) …(“) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…(障がい福祉課) 2	
○保安林の指定予定(2件) …(自然環境課) 2	
○保安林の指定実施要件の変更予定の通知の宛先人不明について…(“) 3	
○牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の監視伝染病の発生予防のための検査の実施…(家畜防疫対策課) 3	
○道路の区域の変更(2件) …(道路保全課) 4	
○道路の供用の開始…(“) 4	
○道路の占用を制限する区域の指定…(“) 4	
訓 令	
○宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令…(人事課) 5	

告 示

宮崎県告示第 165号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大坪歯科医院	小林市堤2961番地37	令和8年1月1日

宮崎県告示第 166号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションにこケア	都城市年見町22-1-2	令和8年2月9日
訪問看護ステーション真ごころ	延岡市長浜町1丁目17番地1	令和8年2月13日

宮崎県告示第 167号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
白雲堂薬局	児湯郡高鍋町大字上江8093	令和7年12月31日
大坪歯科医院	小林市堤2961番地37	令和7年12月31日

宮崎県告示第 168号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人清雅会	日南市吾田西3丁目6番5号	医療法人清雅会山口歯科医院	日南市吾田西3丁目6番5号	令和7年11月1日

宮崎県告示第 169号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
ブルーフェニックス株式会社	都城市鷹尾一丁目26街区13号	コンパスウォーク三股	北諸県郡三股町樺山4268-6

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
北諸県郡三股町稗田40-13	北諸県郡三股町樺山4268-6	令和6年12月1日

宮崎県告示第 170号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

ものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
NPO法人ゆめの木	延岡市片田町2915番地10	ゆめの木訪問看護ステーション	延岡市高千穂通4-8

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市片田町2915番地10	延岡市高千穂通4-8	令和8年1月1日

宮崎県告示第 171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4512050644	ケアサービス・オーション	児湯郡新富町新田3693-1	有限会社安中工業	宮崎市佐土原町下田島8617番地	令和8年3月1日	居宅介護、重度訪問介護

宮崎県告示第 172号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字管之脇7560-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は択伐による。
字管之脇7560-2（次の図に示す部分に限る。）
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 173号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 串間市大字崎田字永田3234-1・3235（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 174号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和8年宮崎県告示第76号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する椎葉村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
椎葉村役場
甲斐昇
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年宮崎県告示第76号によること。

宮崎県告示第 175号

牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和8年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実践する区域	実施の期日
牛	口蹄疫	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	県内一円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
	ブルセラ症		エライザ検査		
	結核		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛伝染性リンパ腫				
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	ランピースキン病		一般臨床検査及び遺伝子検査		
	牛ウイルス性下痢		一般臨床検査及び抗原検査		
伝達性海綿状脳症	エライザ検査				
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び細菌検査		
	馬パラチフス				
	馬伝染性子宮炎				
めん羊及び山羊	口蹄疫	実施区域内で飼育されているめん羊及び山羊で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び山羊として選定しためん羊及び山羊	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	伝達性海綿状脳症		ウェスタンブロット法		
豚等	口蹄疫	実施区域内で飼育されている豚等で、家畜保健衛生所が検査豚等として選定した豚等	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	豚熱				
	アフリカ豚熱				
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候群				

	豚流行性下痢		
家きん	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所が検査家きんとして選定した家きん	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査
	低病原性鳥インフルエンザ		
	ニューカッスル病		一般臨床検査及び細菌検査
	家きんサルモネラ症		
	鳥マイコプラズマ症		
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査

宮崎県告示第 176号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字壺本松1697番1地先から同郡同町同大字字尾畑1776番6地先まで	旧	4.7～10.2	80.2
				新	8.1～13.5	80.2

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字板筒野1555番1地先から同郡同町同大字同字1555番1地先まで	旧	5.4～8.0	79.5
				新	5.4～13.2	79.1

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番37地先から同郡同村同大字同字1149番43地先まで	令和 8 年 3 月 9 日

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 8 年 3 月 9 日から同年同月 23 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番37地先から同郡同村同大字同字1149番43地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場

合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日
令和8年3月24日

訓 令

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
令和8年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員研修規程（昭和44年訓令第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（研修生の選定の変更）</p> <p>第11条 所属長は、所属職員が前条の規定により研修生に選定された場合において、特別な理由により当該職員を、研修に参加させることが困難であると認めるときは、<u>選定変更申請書（別記様式第1号）を自治学院長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（所属長の責務等）</p> <p>第22条 所属長は、推進員をして研修計画の作成及び実施に当たらせるとともに、職場研修について責任を負うものとする。</p> <p>2 所属長は、<u>集団研修に係る前年度の実施結果及び当年度の計画を毎年4月末日までに、職場研修実施計画（報告）書（別記様式第2号）により、総務部長に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（推進員の責務）</p> <p>第23条 推進員は、所属長の指示に基づき、<u>集団研修の実施計画を作成し、かつ、集団研修を実施するとともに、担当者に対しては個人研修の実施について指導を行わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（研修生の選定の変更）</p> <p>第11条 所属長は、所属職員が前条の規定により研修生に選定された場合において、特別な理由により当該職員を、研修に参加させることが困難であると認めるときは、<u>自治学院長に変更を申請しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（所属長の責務等）</p> <p>第22条 所属長は、推進員をして研修の実施に当たらせるとともに、職場研修について責任を負うものとする。</p> <p>2 所属長は、<u>集団研修に係る前年度の実施結果を毎年4月末日までに、総務部長に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（推進員の責務）</p> <p>第23条 推進員は、所属長の指示に基づき、<u>集団研修を実施するとともに、担当者に対しては個人研修の実施について指導を行わなければならない。</u></p>

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

--	--